

## 試験科目と指定規則に定める教育内容との対応表

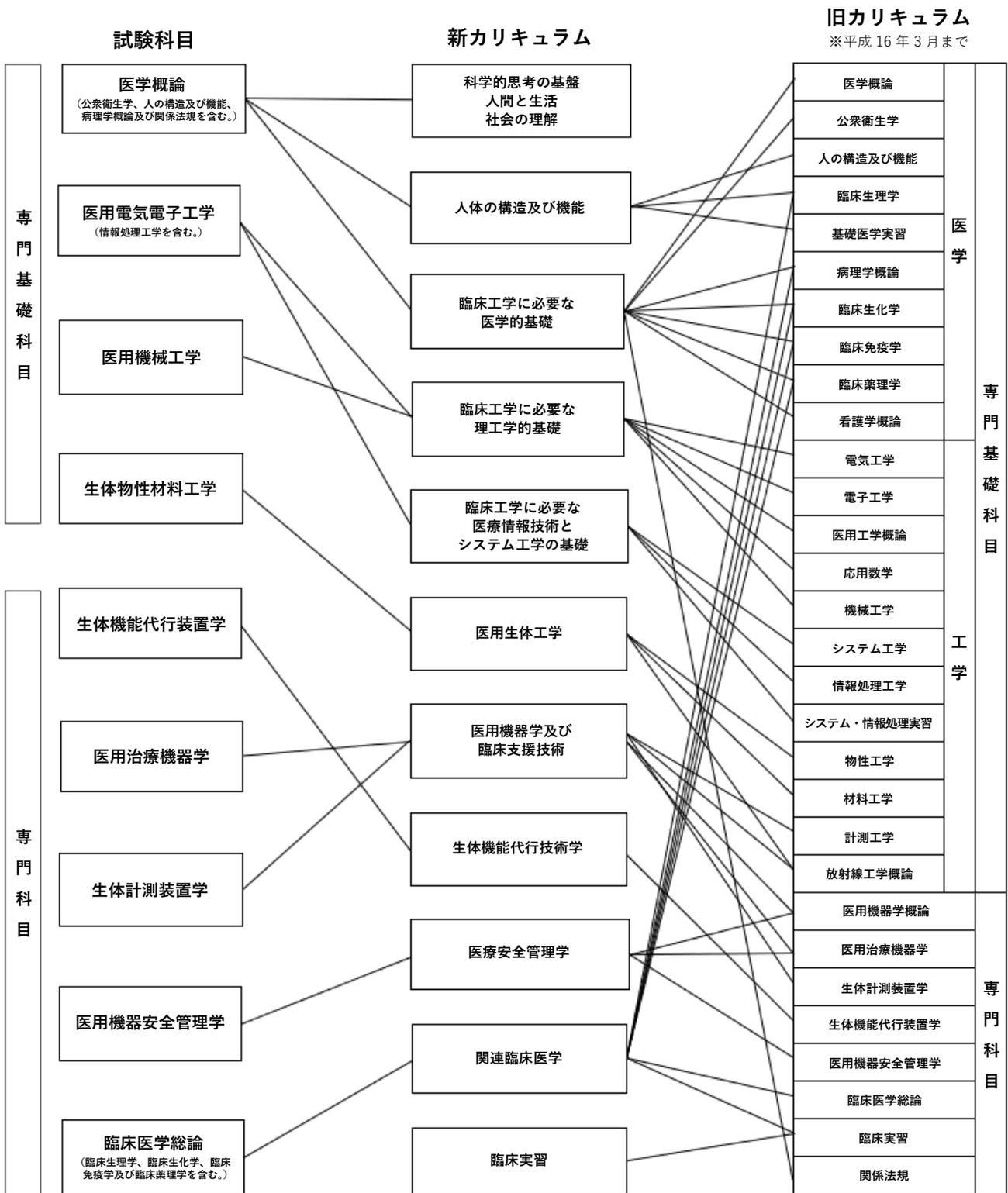
試験科目	指定規則（教育内容）	
<b>医学概論</b> <small>（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）</small>	人体の構造及び機能	専 門 基 礎 分 野
	臨床工学に必要な医学的基礎	
<b>医用電気電子工学</b> <small>（情報処理工学を含む。）</small>	臨床工学に必要な理工学的基礎	
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	
<b>医用機械工学</b>	臨床工学に必要な理工学的基礎	
<b>生体物性材料工学</b>	医用生体工学	
<b>生体機能代行装置学</b>	生体機能代行技術学	専 門 分 野
<b>医用治療機器学</b>	医用機器学及び臨床支援技術	
<b>生体計測装置学</b>	医用機器学及び臨床支援技術	
<b>医用機器安全管理学</b>	医療安全管理学	
<b>臨床医学総論</b> <small>（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）</small>	関連臨床医学	

※上表の指定規則は、臨床工学技士学校養成所指定規則別表第1（臨床工学技士法第14条第1号の学校及び養成所）の教育内容である。

### 【補足】

- ・基礎分野の「科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解」は、試験科目の「医学概論」に含む。
- ・専門分野の「臨床実習」は、教育課程全体の学びを実践的に深める役割を果たします。試験科目ごとの明確な紐づけはないものの、臨床実習で得られる知識は全ての国家試験科目に反映されることを前提とします。

## 参考：試験科目と新カリキュラムとの対応表



※新カリキュラムの適用時期（経過措置）

- ・法第 14 条第 1 号及び第 4 号（修業年限 3 年以上） 令和 5 年度入学生から適用
- ・法第 14 条第 3 号（修業年限 2 年以上） 令和 6 年度入学生から適用
- ・法第 14 条第 2 号（修業年限 1 年以上） 令和 7 年度入学生から適用

### 【補足】

- ・専門分野の「臨床実習」は、教育課程全体の学びを実践的に深める役割を果たします。試験科目ごとの明確な紐づけはないものの、臨床実習で得られる知識は全ての国家試験科目に反映されることを前提とします。